

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の見直しについて(報告)

【重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の概要】

意思疎通に支援が必要な障害者の入院時に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療従事者と本人との円滑なコミュニケーションをサポートする。

【経過】

- ・平成23年度、重度訪問介護利用者を対象として本市制度開始。
 - ・平成30年度、障害者総合支援法改正により、「障害支援区分6の重度訪問介護利用者」のみ、国制度である重度訪問介護サービスとして、入院時のヘルパー利用が可能となったことを受け、市制度対象者を「区分4」「区分5」の重度訪問介護利用者に変更。
 - ・令和6年度、障害者総合支援法改正により「全ての重度訪問介護利用者」が国制度である重度訪問介護サービスとして、入院時のヘルパー利用が可能となった。
- 市制度の対象者が全て国制度対象となったことから、市制度の対象者要件等について見直すもの。

【見直し後の制度内容(太字は現行からの変更点)】

対象者	障害支援区分要件	なし
	利用サービス範囲	・ 障害福祉サービス:重度訪問介護・療養介護を除く全てのサービス ・ 地域生活支援事業:移動支援
	意思疎通状況要件	・市内に居住し、本市で支給決定をしている18歳以上のかた ・現に支給決定を受けたサービスを利用しているかた ・ 障害支援区分認定調査項目のうち「コミュニケーション」または「説明の理解」において支援を必要とする状態の項目に当てはまる者、または同等の状態にあると認められる者等(入院を要すべき状態になった場合において、入院中にこれらの者に相当する状態になることが予測される者も含む)
	家族要件	なし
支給量上限	1日あたり5時間 かつ 1回の入院につき60時間以内 ※支給量の範囲内で1日あたりの利用回数・利用時間数の制限なし	
自己負担	・課税 : 1割負担/回 (負担上限額: 4,000円/月) ・非課税・生保: 0円	

【支給決定時間数の利用例】

例) 2日間入院の場合… 2日×5時間＝10時間(支給量上限)

10時間の範囲内であれば、1日目: 6時間、2日目: 4時間等の利用が可能

*入院時に入院期間が未定の場合、当初の予定期間での支給決定を行うが、必要に応じて増量決定を行う。

*具体の入院予定がある場合のみ申請(急遽の入院等の場合は、速やかに市にご相談いただく)。

【施行予定日】

令和7年4月1日

※申請書等の必要様式、病院向けのチラシ等について、市ホームページへ掲載予定